

防衛関連企業会員制度規約

第1条（目的）

本制度は、防衛関連のサプライヤーを主な対象として会員制度を創設し、会員企業に対して防衛調達に係る情報提供及び会員等の間での商談・交流機会の付与等のサービスの提供を行うことにより、防衛調達の活性化と防衛産業基盤の強化に寄与することを目的とします。

第2条（運営者）

本制度は、公益財団法人防衛基盤整備協会（以下「当協会」といいます。）が運営します。

第3条（入会資格）

- 1 本制度の会員となり得る企業の範囲は、防衛省・自衛隊との間でその業務において使用する装備品等の製造、研究開発、修理、販売（これらに関する役務の提供を含む。）及び業務に必要な役務の提供に係る請負、売買その他の契約を締結しているか今後その締結を企図する事業者（法人及び法人格を有する団体を指す。以下同じ）（これらの事業者から当該契約に係る業務の一部又はその実施に必要な役務を請け負う事業者を含む。）とします。ただし、施設・建設・営繕その他関係業務に係る事業者を除きます。
- 2 1に関わらず、当協会の事業の趣旨に賛同する法人（各種団体を含む。）及び個人は、第5条第1項第3号に規定するサポート会員となることができます。
- 3 次のいずれかに該当する事業者については、会員となる資格が認められません。
 - (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下において「暴力団員等」という。）に該当し、又はその役職員のうちに暴力団員等が存在すること
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ウ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - オ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - カ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 防衛省・自衛隊から現に補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている者
 - (3) 上記の他に法令又は公序良俗に反する行為を行ったと認められる者
 - (4) 本制度に係る退会処分を受けてから1年が経過しない者

第4条（サービス内容）

- 1 本制度の会員に対して提供される具体的サービス（以下「個別メニュー」といいます。）の種類、内容、利用条件、利用方法等については、当協会が定めようとして、会員に通知し又は本会会員専用ポータルサイト（以下「会員専用サイト」といいます。）に掲載します。

現在提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）は、以下のとおりです。

- (1) 会員専用サイトを通じた情報提供等
 - (2) 防衛装備品展示会の開催
 - (3) 協会事業の利用に際しての割引制度 (別紙1参照)
 - (4) 防衛学講演会等の動画配信サービス
 - (5) 会員相互の交流機会の提供
 - (6) 相談窓口の設置
 - (7) 防衛省・自衛隊等への提言活動
- 2 当協会は、個別メニューの種類又は内容等について、事前の予告なく追加、廃止、変更等することがあります。個別メニューの追加、廃止、変更等については、その内容を会員に通知し、又は会員専用サイトに掲載します。
 - 3 第1項及び前項に定める個別メニューの内容等の設定、追加、廃止、変更等に関し、会員等に所定の会費以外の費用又は損害等が生じた場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。
 - 4 会員へのサービスに係る連絡事項の通知は、第6条第1項で登録された住所、電話番号又はメールアドレス(以下「メールアドレス等」といいます。)に宛てて行います。当協会が当該メールアドレス等宛に通知した場合には、当該通知が延着又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって会員等に所定の会費以外の費用又は損害等が生じた場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。

第5条(会員種別)

- 1 会員には、利用可能な個別メニューの種類、内容、利用条件、利用方法、利用料金等に応じて、以下のとおり、複数の種別(以下「会員種別」といいます)を設定します。
 - (1) 正会員： 提供される全てのサービスを利用可能
 - (2) 準会員： 会員専用サイトの利用サービスのみが利用可能
 - (3) サポート会員： 当協会の活動状況報告の受領のみ
- 2 当協会は、会員種別及び各会員種別において利用可能な個別メニューの種類、内容、利用条件、利用方法、利用料金等について、任意に追加、廃止、変更等することがあります。これらの追加、廃止、変更等については、その内容を会員に通知し、又は会員専用サイト上に掲載します。
- 3 第1項及び前項に定める各会員種別において利用可能な個別メニューの内容等の設定、追加、廃止、変更等に関し、会員等に費用又は損害等が生じた場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。

第6条(入会手続・入会要件)

- 1 本制度に会員としての入会を希望される企業は、当協会所定の方法により入会を申し込むものとします。申し込みにあたっては、企業名、所属部署、担当者名、メールアドレス(Gmail等の私用メールアドレスやフリーメールアドレスでなく所属企業のドメインを含むメールアドレスであること)等の当協会所定の事項についての登録が必要です。登録情報については、第13条に定めるところに従い適切に取り扱います。
- 2 第1項の入会申し込みにあたっては、次のいずれかの要件を満たしている必要があります。
 - (1) 防衛省・自衛隊との直接契約又は当該契約の執行において必要な業務の一部の請負契約の実績(過去5年以内)があること(入会申請時に当該契約の締結年月日、相手組織名及び契約内容を提示するとともに、当協会から求めがある場合に可能ならば当該契約の存在を証する文書

(契約書、請求書、納品書等)の写しを併せて提出すること)。

- (2) 会員(サポート会員を除く。)のうちのいずれか1社から推薦状を取得していること。
- (3) 官公庁若しくはその監督を受ける機関、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成十八年法律第四十九号)第4条の認定を受けた公益社団法人若しくは公益財団法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成十八年法律第四十八号)の施行以前に官公庁の許可を得て設立された社団法人若しくは財団法人を前身とする一般社団法人若しくは一般財団法人のうちいずれか一つから推薦状を取得していること(例:日本金型工業会様、日本歯車工業会様、日本ばね工業会様)
- 3 会員は、当協会が入会申し込みを承諾し会員として認定した日から会員資格を得るものとする。
- 4 当協会は、入会を希望する企業が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、入会を承諾せず、又は承諾を撤回することがあります。当協会はその理由について開示する義務を負いません。
 - (1) 入会資格又は入会要件を満たさない場合
 - (2) 入会申し込みにあたって必要な申告をせず、又は虚偽の申告をした場合
 - (3) 第3条第3項各号に規定する事項に現に該当し、又は該当するに至った場合
 - (4) その他当協会が不相当であると認めた場合
- 5 前項で承諾を撤回した場合も、既に納入された会費については第8条第3項により返還しないものとします。
- 6 会員は、第1項により登録した事項に変更が生じた場合には、当協会に対して、遅滞なく変更を届け出なければなりません。

第7条(会員の責務)

- 1 会員は、本防衛関連企業会員制度規約(以下「規約」という。)及び別添の「防衛関連企業会員専用ポータルサイト利用規約」(以下「サイト規約」という。以下、規約とサイト規約を総称して「本規約」という。)を遵守しなければなりません。
- 2 会員は、本サービスによって入手した情報や提供された交流機会等を、独占禁止法、不正競争防止法その他の法令又は公序良俗に違反するおそれのある行為のために利用してはなりません。

第8条(会費の納入)

- 1 会員は、当協会が別紙2に定める会費を当協会所定の方法で納入するものとします。
- 2 会費は、初回については当協会が入会申し込みを承認した日の翌月末日までに当該年度分を、2回目以降は第11条に記載する会員契約期間満了日までに翌年度分を納入するものとします。
- 3 会員がすでに納入した会費については、以下に定める場合を除き、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。
 - (1) 当協会が責を負う事情により本制度全ての運営を中止(一部サービスの廃止、変更を除く。)する必要がある場合
 - (2) 当協会が責を負う事情により過大に会費を徴収していた場合

第9条(譲渡等の禁止)

- 1 会員は、本規約に基づく地位及び権利義務の全部又は一部を、当協会の書面による承諾を事前に得ることなく、第三者に譲渡、質入、貸与若しくは承継させる等の処分をし、又は使用させることはできません。

- 2 利用者は本サービスにより提供される会員専用ポータルサイトのID、パスワード、情報及び資料等については、当協会の書面による承諾を事前に得ることなく、第三者に譲渡、質入、貸与若しくは承継させる等の処分をし、又は使用させることはできません。

第10条（会員資格の停止等）

当協会は、会員について次の各号のいずれかの事由が生じたと判断した場合は、当該会員の会員資格を停止し、又は退会させることができます。当協会はその理由について開示する義務を負いません。

- (1) 会員が第3条第3項各号のいずれかに該当すること又は第7条各項若しくは第9条各項のいずれかに反することが判明した場合
- (2) 会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本会員各社又は当協会の信用を毀損し、若しくは当協会の業務を妨害する行為。
 - オ その他アからエに準ずる行為
- (3) (1) 及び (2) の他に法令又は公序良俗に反する行為を行ったと認められる場合
- (4) 本制度の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品位を損なう行為があったと当協会が認めた場合
- (5) 支払停止となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立があった場合で、会費の継続的な納入が困難と見込まれる場合
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立、又は租税滞納処分若しくは営業停止処分を受けた場合で、会費の継続的な納入が困難と見込まれる場合
- (7) 本規約その他の本制度に関する定めに違反した場合
- (8) 会費の支払いを2ヶ月以上遅滞し、催告を受けた後もその支払いに応じない場合
- (9) 会員の所在が不明となった場合
- (10) 虚偽の情報を登録していることその他本会の会員として不適当と当協会が認めた場合

第11条（有効期間）

- 1 本規約に基づく会員契約期間は、初回については当協会が入会申し込みを承諾した日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までとし、期間満了日の1ヶ月前までに会員又は当協会から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合には、第10条の各項に該当しない限り、更に1年間継続されるものとし、以後も同様とします。
- 2 前項の規定に関わらず、当協会が認める個別のサービスの利用は当協会が入会申し込みを承諾した日から利用可能とします。

第12条（退会）

- 1 会員は、当協会所定の手続きにより、任意に退会することができます。ただし、催告後も会費未払のまま本サービスの提供を受けていた場合には、会員は、退会時にその全額を支払うものとします。

- 2 退会される会員の登録情報は責任をもって確実に削除させていただきます。
- 3 会員が第1項により有効期間の途中で退会する場合、当協会は、会員がすでに納入した会費については、第8条第3項各号に該当する場合を除き、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第13条（情報の取扱い）

- 1 本サービスに関する利用者等の情報（法人情報及び個人情報を含みます）は、以下のポリシーに従い当協会が利用します。

（1）入手した情報の利用目的

第6条第1項により登録された情報及び別紙3の防衛関連企業会員専用ポータルサイト利用規約第3条に従い収集した情報その他本制度におけるサービスの提供過程で当協会が入手した会員に係る情報については、適切に管理し、本制度において提供するサービスの円滑な遂行及び改善に資するため、会員専用サイトの利用状況（アクセス状況、利用者属性等）の統計処理・分析、サービスに係る必要な情報の提供、御意見・御質問の受付等にのみ利用し、他の目的には利用いたしません。

（2）入手した情報の第三者提供

（1）で当協会が入手した情報は、会員の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。

（3）入手した情報の取扱いの委託

（1）で当協会が入手した情報の取扱いを第三者に委託することはありません。

（4）安全確保の措置

（1）で入手した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取り扱う情報の適切な管理のために、必要な措置を講じます。

（5）相談、開示請求等への対応

当協会は、取得した個人情報の取扱いに関する相談に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。また、当協会が保有する開示対象個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止）の求めを受け付けます。開示等の求めの受付につきましては、以下の「個人情報苦情及び相談窓口までご連絡ください。

<個人情報に関する相談窓口>

公益財団法人防衛基盤整備協会個人情報保護管理者（専務理事）

苦情及び相談窓口責任者（総務部長）

TEL：03-3358-8720、FAX：03-3358-8752、問合せフォーム：<https://ssl.bsk-z.or.jp/form/688>

（受付時間月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始休業期間を除く） 10時～16時）

- 2 本ポリシーは、本制度の運営においてのみ適用されます。会員専用サイトからリンクしている外部サイトの内容については責任を負うものではありません。

第14条（本規約の変更）

- 1 当協会は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。
- 2 本規約を変更したときは、当協会は、その内容及び変更日を会員等に通知し、又は会員専用サイト上に掲載します。本規約は掲載された変更日をもって変更後の内容に従って効力を生じるものとします。ただし、会費の変更については支払い済みの会費に遡及することではなく、継続手続きのときから適用されます。

- 3 前項に定める本規約の変更に関し、会員等に費用又は損害等が生じた場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。

第15条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約は、政府標準利用規約（第2.0版）に定められたウェブサイトのコンテンツ利用に係る内容に準拠しています。
- 2 当協会と会員で本制度におけるサービスの提供その他本規約に関して紛争が生じた場合は、相互が満足できる解決を図るため、誠実に交渉し、かつ協力するため努力します。当協会は、会員とその相手方等第三者との間の紛争に関わる義務はないものとします。本制度におけるサービスの提供その他本規約及びそれらから生じる紛争は、排他的に日本法のみが適用され、日本法のみによって解釈されます。本制度におけるサービスの提供その他本規約に関して生じた全ての紛争については、日本国の東京地方裁判所が第一審の専属的な管轄権を有します。

附則 本規約は、2026年4月1日より適用します。

協会事業の利用に際しての割引制度について

(2026年4月1日現在)

利用事業	割引サービスの一例 (税抜)	備 考
保全講習	17,000円 → 16,000円 (▲1,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続受講等の他の割引サービスとの併用可 ・ 1企業当たり、50名/年度まで
情報セキュリティ講習	9,500円 → 8,500円 (▲1,000円)	
秘密保全・情報セキュリティコンサルティング	(一例) 180万円 → 162万円 (▲18万円)	料金は、秘密等区分、情報の取扱い区分により決定
防衛調達講習 (入門編)	10,000円 → 9,000円 (▲1,000円)	
マネジメントシステム審査	(一例) 審査費用 100万円 → 90万円 (▲10万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査料は工数により決定 ・ 割引対象は1企業当たり一つの審査対象部門(防衛関係に限る)とする
特定取組申請書作成支援コンサルティング	(一例) 300万円 → 270万円 (▲30万円)	料金は防衛装備庁との契約額により決定

(別紙2)

防衛関連企業会員制度の会費について

(令和8年4月1日現在)

1 入会初年度： 以下の月割額×入会承認月の翌月からの当該年度の残月数 で算定される金額

会員企業の売上高	正会員	準会員	賛助会員
10億円以上	16,000円/月	3,000円/月	法人：一口1万円 個人：一口5千円
1億円以上	8,000円/月		
1億円未満	5,000円/月	1,500円/月	

2 次年度以降： 以下の年額（4月1日から1年間分）

会員企業の売上高	正会員	準会員	賛助会員
10億円以上	20万円	4万円	法人：一口1万円 個人：一口5千円
1億円以上	10万円		
1億円未満	6万円	2万円	

(※ 上記はいずれも税込み金額)

3 割引制度

- (1) 事業者がまとまって（団体で）入会申請を行う場合は、入会後の会費を1割引（10社以上50社未満）又は2割引（50社以上）とします。（3）に定める期間限定の特別割引を実施する場合に、当該割引期間中の割引率が本項に定める割引率よりも大きい場合には、そちらが優先的に適用されます。なお、任意団体が集団で入会した場合に、じ後において当該団体に入会した事業者が本会員制度に入会した場合には他の団体構成員と同じ会費の割引が適用されます。
- (2) 会員企業からの推薦状を取得した企業が新たに会員として入会した場合は、当該推薦状を発した会員企業の翌年度分の会費を1割引とします（本制度の適用は年度中において1社につき1回限りとします。）。
- (3) 上記以外に、当協会は期間を限定して特別の会費の割引を実施することがあります。その際はあらかじめその旨を全ての会員に周知します。

4 売上高の変化に伴う会費の変更

事業者の売上高が変化して閾値を超えたことによる会費額の変更については、当該売上高が確定した時期の翌年度以降の会費を対象とします。

防衛関連企業会員専用ポータルサイト利用規約

第1条 (管理者及び利用者)

- 1 会員は、当協会所定の方法により、本ポータルサイト（以下「本サイト」という。）を利用することができる者（以下「利用者」といいます。）を指定することができます。ただし、利用者は、当該会員の役職員に限るものとし、会員は利用者により本規約を遵守させることとします。
- 2 当協会は、利用者に対し、ID及びパスワードを発行します。利用者には、本サイトの利用及び設定にかかる権限等に応じて当協会所定の利用者種別を設けます。会員は、当協会所定の手続きにより当該利用者の種別を指定するものとし、利用者用のID及びパスワードは、本サイトを閲覧等して利用するために必要となります。
- 3 前項のID及びパスワードについては、利用者の責任において厳重に管理するものとし、当該ID及びパスワードを利用した本サイトの閲覧等の利用や管理行為は、利用者自身の意思によるものとして取扱います。当該ID及びパスワードの盗用又は不正利用その他の事故により、会員等に費用又は損害等が生じた場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとし、

第2条 (本サービス利用上の責任)

- 1 本サイトの利用に関しては、関連する全ての法令に従うものとし、
- 2 本サイトのセキュリティには細心の注意を払っておりますが、火災・停電その他の自然災害・人為災害やウイルス、第三者による人為的改ざん等の不可抗力によるコンテンツの誤り等が発生する可能性を全て排除するものではなく、また、関連する全ての情報を洩れなく網羅していることを保証するものではなく、その内容の正確性・完全性・有用性・安全性等を保証するものではありません。本サイトを利用される皆様が本サイト及び本サイトの掲載情報に基づき下した判断及び起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、当協会は責任を負うものではありません。
- 3 本サイト上の掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、事前に予告なく名称や内容を変更したり削除することがあります。また、火災・停電その他の自然災害・人為災害、サイバー攻撃やウイルスの感染等によるシステムの障害やメンテナンス等のため、本サイトからの情報提供を事前の通知なしに一時的に停止したり、サイトの登録情報が棄損・消失・漏えいする場合があります。さらに、本サイトのアドレスは、トップページを含めて事前に予告することなく変更することがあります。これらの変更等により発生する不具合その他一切の影響や利用者の皆様に発生する損害・損失について、次項に定める場合を除き、当協会は責任を負うものではありません。また、サービス利用停止期間中に相当する会費の返還責任を負うことはありません。
- 4 当協会は、自らの故意又は重大な過失により発生した不具合（アカウントの権限設定の不備、システムの棄損・停止、サイトの登録情報の棄損・消失・漏えい、関係者による不正利用等）に直接起因して会員に現実発生した通常損害についてのみ、当該損害が発生した会員の納入した会費に相当する金額を限度として、賠償する責任を負います。
- 5 当協会は、会員の故意又は重大な過失により発生した不具合（発行されたアカウントを通じての不正アクセスやサイト上の情報の棄損・消失・漏えい、権限のない者によるアカウントの利用等）に直接起因して当協会に損害が発生した場合は、当該会員等に対して、その納入した会費に相当する金額を限度として、損害等の賠償を求めることがあります。

- 6 第4項及び第5項に定める賠償額については、裁判で別途認定された場合にはこれによらないことがあります。
- 7 本サイトには、本サイトを利用される皆様の便宜のため、当協会の責任の及ばない第三者が提示するコンテンツへのリンクが含まれますが、その内容の正確性・完全性・有用性・合法性等について保証するものではなく、その利用によって生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。本サイトからリンクされている外部のサイトについては、それぞれのサイトの利用規約をご確認されることをお勧めいたします。
- 8 当協会は会員等が本サイト及びこれに関連して提供する情報を利用したこと又はしないことによって、会員等に費用又は損害等が生じた場合であっても当協会は一切責任を負わないものとします。
- 9 会員等は自らの負担と責任において当該紛議を解決するものとし、当協会に対して一切の請求をすることはできないものとします。当該紛議の結果として当協会に損害等が生じた場合は、当協会は当該会員等に対して損害等の賠償を求めることがあります。

第3条（情報の取扱い）

- 1 本サイトでは、インターネットドメイン名、IPアドレス、サイト内検索のクエリ情報、その他当サイトの閲覧等に係る情報を自動的に収集しています。このうち、クッキー（サーバー側で利用者を識別するためにサーバーから利用者のブラウザに送信され、利用者のコンピュータに蓄積される情報）は、本サイトが提供するサービスを円滑に実施するための限定的なものであり、個人を特定するものではありません。なお、利用者のブラウザの設定によりクッキーを無効にすることもできますが、無効にした場合は、一部のウェブサイトの機能が使用できなくなったり、一部のページが表示されなくなる場合があります。
本サービスに関する利用者等の情報（法人情報及び個人情報をいずれも含みます）は、以下のポリシーで当協会が利用します。
- 2 本サイトに係る利用者等の情報及びその利用において収集した情報の利用目的、第三者提供、取扱いの委託、安全確保の措置、相談・開示請求等への対応、については、会員規則第12条の規定によります。

第4条（知的財産権）

- 1 本サイト上に掲載される情報（テキスト、画像、映像等）及び情報提供に際して使用されているソフトウェアに関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下「知的財産権」といいます。）は、当協会又は本サイト運営のために他の団体から提供を受けた場合（引用したものを含む。）はその提供元に帰属しており、編集著作物である本サイト全体と合わせて知的財産権に関する法律等により保護されています。
- 2 本規約及び関連する法律等に従って、本制度が意図した会員規約第1条の趣旨・目的の範囲内に限り、本サイトを利用し、また、掲載された情報をダウンロード又は印刷できます。
- 3 本サイト上の掲載情報の全部又は一部について、当協会の事前の許可なしに、私的使用以外の目的で転載、複製、販売、出版、頒布したり、その内容を改変することはできません。
- 4 本サイト上の掲載情報を主に教育などの目的や研究その他の法律で明示的に認められている範囲において引用できます。その場合は、以下の方法等によりクレジットを明示してください。

【クレジット記載例】

「出典： 防衛関連企業会員専用ポータルサイト」

- 5 本サイト上の掲載情報を3の許可を得て編集・加工等して利用する場合は、4の出典とは別に、以下の方法等により編集・加工等を行ったことを明示してください。

【明示例】

「防衛関連企業会員専用ポータルサイトの情報を基に〇〇株式会社が作成」

第5条（リンク）

- 1 本サイトへのリンクは、会員の業務上の参考として利用するためであれば原則として自由です。ただし、リンク元サイトのコンテンツが、(ア) 本サイトの趣旨に反するもの、(イ) 公序良俗に反するもの、(ウ) 法令等に違反し又は違反するおそれがある内容を含むと認められる場合、(エ) その他本サイトについて誹謗中傷するなど第三者に誤解を与えるおそれがある場合などにおいては、リンクをお断りする場合があります。
- 2 リンクを貼る場合は、原則として本サイトのトップページにリンクを設定してください。リンクの設定に際しては、防衛関連企業会員専用ポータルサイトへのリンクだとはっきりと分かる表現・記述をしてください。リンクの仕方やページの内容によっては、リンク方法の変更又はリンクの削除をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上

さくらのクラウドサービス約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. このさくらのクラウドサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「さくらのクラウドサービス」（以下、「本基本サービス」といいます。）及びそのオプションサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款であり、第1章が基本サービス約款、第2章がオプションサービス約款を構成します。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本基本サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (1) 当社がデータセンター内に設置したサーバ設備に、利用者が選択した CPU、データ記憶領域容量、メモリ容量、その他のリソースを組み合わせて設定を行う仮想化されたサーバの機能を、利用者専用として提供するサービス。
 - (2) 当社がデータセンター内に設置したサーバ設備において、特定のハードウェアの機能を利用して構成された実行環境を、利用者専用として提供するサービス。

第3条（利用開始日、利用契約の成立）

1. 本サービスの提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日（利用開始日）から開始されます。
2. 利用者が利用申込みをしている本サービスに関し、サービスの種類の追加、変更を請求した場合、基本約款における契約期間及び最低利用期間の規定にかかわらず、当該請求にかかる種類のサービスの提供は、当該請求が完了した時点から暫定的に開始されます。ただし、当該サービス提供開始後、基本約款に定める申込みの拒絶事由に利用者が該当することが判明した場合には、同規定に基づき、当社は当該変更請求を承諾せず、当該サービスの提供を中止することがあります。

第4条（利用料金の支払）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本サービスの利用に関する利用料金を、その翌月の10日までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、クレジットカード払いのみとします。ただし、本サービスの利用料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いただくことがあります。

3. 当社は、利用者の利用実績に応じて、ご利用になるクレジットカードの与信枠を取得するものとします。当社が、当該与信枠を取得することができなかった場合、利用者は、新たに本サービスの種類の追加、変更をすることができなくなることに同意するものとします。

第5条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間は無いものとします。

第6条（利用契約の解除）

1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。

第7条（利用者による利用の一時停止等）

1. 利用者は、サービスサイトに定める方法に従って、本基本サービスの利用を一時停止することができます。
2. 前項の利用の一時停止の場合の利用料金の金額及びその支払方法の詳細については、サービスサイトにおいて定めるものとします。
3. 第1項にかかわらず、利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本基本サービスの利用の一時停止を3か月を超えて継続すること
4. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、利用者に対し、1か月以上の期間を定めた事前の通知をすることにより、以下の各号の事項のいずれかを求めることができるものとします。
 - (1) 当該利用停止中の本基本サービスの利用の再開
 - (2) 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了
5. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に前項各号のいずれの事項も行わない場合、当社は、以下の各号の措置の全部又は一部を行使できるものとします。
 - (1) 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了
 - (2) 基本約款における利用制限の規定に従った当該利用停止中の本基本サービスの提供の一時停止又は利用者による本基本サービスの利用の制限
 - (3) 基本約款に定める禁止行為等への対応
 - (4) 基本約款における利用契約の解除の規定に従った当該利用停止中の本基本サービスに係る利用契約の解除
6. 前各項に関する事項の詳細については、サービスサイトにおいて定めるものとします。

第8条（物理サーバの取扱い）

1. 利用者は、仮想サーバが設定される物理サーバの設置場所に立ち入ることはできません。

第9条（禁止事項）

1. 基本約款における利用契約の締結の規定に加え、本基本サービスのうち当社が指定するサービス（以下、「指定サービス」といいます。）の申込者に関しては、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、指定サービスの利用申込みを拒絶することができるものとします。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。

(1) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List** その他これらに相当するリストに掲載されている場合、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者である場合、その他の当社による申込者への指定サービスの提供が「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する適用法令への違反に該当し若しくは該当するおそれのある場合

2. 基本約款における禁止事項の規定に加え、指定サービスの利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。

(1) 当社の事前の承諾なく指定サービスを第三者に利用させる行為

(2) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List** その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に指定サービスを利用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で指定サービスを利用する行為

(3) 偽情報、誤情報又は偏向情報を蔓延させるなど、他者を欺罔し、混乱させ、又はその心理を操作する目的又は態様で指定サービスを利用する行為

(4) 犯罪を助長し又は容易にさせる目的又は態様で指定サービスを利用する行為

(5) 人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障がいの有無又は疾病等による差別及びハラスメントその他の他者の人権を侵害する目的又は態様で指定サービスを利用する行為

(6) 大量破壊兵器又は通常兵器等の開発、製造、使用その他の軍事目的（日本の防衛目的に関するものを除きます。）で指定サービスを利用する行為

(7) 暗号資産のマイニング行為

3. 基本約款における第三者による当社サービスの利用の規定にかかわらず、指定サービスの利用者は、次の各号に従うものとします。

(1) 当社の事前の承諾なく指定サービスをエンドユーザーに利用させること（有償か無償

かを問いません。ID・アカウント・パスワード等を発行して利用させる場合を含みますが、これに限りません。) はできません。

- (2) 利用者は、当社の事前承諾を得て指定サービスをエンドユーザーに使用させる場合、エンドユーザーに対して当社の定める基本約款及び本約款を遵守させる義務を負うものとします。この場合、当社はエンドユーザーに対して利用契約上一切の義務又は責任を負いません。
- (3) 指定サービスにおいてエンドユーザーが行った一切の行為(不作為を含みます。)は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、エンドユーザーの行為につき、当社及び第三者に対して民事上の全ての責任及び義務(エンドユーザーが当社及び第三者に対して負うものを含みます。)を負うことに同意します。
- (4) 当社はいつでもエンドユーザーの数、本約款の遵守状況その他の当社が必要と判断するエンドユーザーに関する事項に関する報告を求めることができ、利用者はこれに応じて速やかに当社が指定する形式による報告を行うものとします。当該報告を受け、当社がさらなる調査を要すると判断した場合は、利用者は当社の調査に協力するものとします。

第10条 (利用者データの取扱い)

1. 当社は、本サービスにおける利用者データ(個人を識別できる情報(Personally Identifiable Information : PII)を含みます。)を原則として取り扱いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。
 - (1) 本サービスの障害又は本サービスの提供に係るシステムの不具合の調査・復旧のため、利用者データの取扱いが不可欠な場合
 - (2) 利用者からの明示的な依頼に基づき、技術的支援を行う場合
 - (3) 法令に基づく要請その他正当な理由がある場合
2. 当社は、前項に定める各号の事由に対応するために利用者データの取扱いが必要な場合には、当該対応に必要な最小限の範囲内でのみ利用者データを取り扱い、その記録を適切に保管するものとします。また、当社は、利用者データの取扱いに関する権限を適切に管理し、必要な期間の経過後は、速やかに当該権限を削除するものとします。

第11条 (品質保証)

1. 当社は、本サービスに関し、当社が別途定める「さくらのクラウド品質保証(SLA)」(サービスサイトよりご確認ください)に従い品質保証を行うものとします。

第12条 (特定の実行環境に関する特則)

1. 当社が提供する本サービスのうち、特定のハードウェアの機能を用いた機密実行環境(Trusted Execution Environment、以下、「本特定環境」といいます。)については、

本条の定めを適用します。本特定環境の仕様及び提供条件はサービスサイトに定めるものとします。

2. 利用者は、自己の費用と責任において、本特定環境の上にオペレーティングシステムその他の実行環境を構築しなければなりません。本特定環境が機密実行環境として構成されることから、本特定環境内における設定及び構成並びに利用者が本特定環境内で実行するプログラム及び処理するデータについて、当社は関与しないものとします。当社は本特定環境内における利用者の行為に起因して利用者又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 本特定環境における機密性及び信頼性は、第三者が提供するハードウェア又は暗号化技術に依拠しており、当該第三者のハードウェア又は暗号化技術における不具合、脆弱性、アップデート、仕様変更、停止又は廃止に起因して生じた障害又は情報の漏洩その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者は、基本約款における禁止事項の規定に加えて、本特定環境を利用して、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令に違反するデータ又は不正に取得したデータを格納又は処理する行為
 - (2) 第三者の権利又は利益を侵害するプログラムを実行し、若しくは第三者の権利又は利益を侵害するデータを格納又は処理する行為
 - (3) 本特定環境の構造上、当社が本特定環境内における処理の内容を把握できないことを利用し、不正又は不当な目的で本特定環境を利用する行為
 - (4) その他、当社が本特定環境の不適切な利用と判断する行為

第13条（β版サービス）

1. 当社は、本サービスにおいて、β版（試験的に提供される、開発中のサービスを指します。以下同じ。）のサービスを提供することがあります（以下、当該β版のサービスを「β版サービス」といいます。）。当社は、β版サービスについてはサービスサイト又は本基本サービスのコントロールパネル等においてβ版である旨を明示するものとします。
2. β版サービスには、第11条の品質保証（SLA）は適用されません。また、β版サービスに起因して利用者が本サービスを利用できなかった場合においても、当社は、第11条の品質保証（SLA）を適用しないものとします。
3. 当社は、利用者に通知することなく、当社の裁量で、β版サービスの内容を変更することがあります。当該変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. β版サービスは、将来の正式サービス化（以下、β版サービス又は次条に定めるコミットメントリリース版サービスを正式サービス化したものを、「正式サービス」といいます。）を保証するものではなく、開発状況や利用者の利用状況等により、正式サービス化することなく、β版サービスを廃止する場合があります。当社は、当該廃止について、

遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. β版サービスが正式サービス化される場合であっても、正式サービスがβ版サービスと同等の内容又は機能を備えることは保証されないものとします。当社は、開発状況や利用者の利用状況等により、当社の裁量で正式サービスの内容又は機能を決定することができるものとします。
6. 当社は、β版サービスの利用に起因して、利用者が被った損害（利用者データの滅失又は毀損等を含みますが、これらに限りません。）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、また、β版サービスの利用に起因して、利用者データが滅失又は毀損した場合であっても、これを復元する義務を負わないものとします。ただし、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます。）である利用者がβ版サービスの利用に関して損害を被った場合については、この限りではなく、基本約款における当社の責任の規定に従うものとします。
7. 当社は、利用者に事前に通知することにより、β版サービスを次条に規定するコミットメントリリース版サービスに切り替えて提供することができるものとします。この場合、当社は利用者のβ版サービスにおける利用者データを引き継いでコミットメントリリース版サービスを提供するものとします。
8. β版サービスの提供終了後に正式サービス化する場合、当社は、サービスごとに利用者に通知する以下のいずれかの方法により、正式サービスを提供することができるものとします。
 - (1) 正式サービスの利用を希望する利用者が、当社との間で改めて正式サービスに係る利用契約を締結する方法。なお、利用者が正式サービスを利用する場合、利用者データについて、当社は、正式サービスに移管する責任を負いません。
 - (2) 正式サービスの利用を希望せず、β版サービスの利用契約を解約した利用者を除き、β版サービスの利用状況を正式版に引き継いで、利用を継続させる形で正式サービスを提供する方法。
9. 各β版サービスの利用条件は、サービスごとにサービスサイト又は本基本サービスのコントロールパネル等に定めるものとします。

第14条（コミットメントリリース版サービス）

1. 当社は、本サービスにおいて、正式サービスの先行提供版として開発中のサービスをコミットメントリリース版（以下、「CR版サービス」といいます。）として提供することがあります。CR版サービスでは、当該サービスの利用状況のモニタリングやセキュリティインシデント対応を実施します。当社は、CR版サービスについてはサービスサイト又は本基本サービスのコントロールパネル等においてCR版サービスである旨を明示するものとします。

2. CR 版サービスには、第 11 条の品質保証 (SLA) は適用されません。また、CR 版サービスに起因して利用者が本サービスを利用できなかった場合においても、当社は、第 11 条の品質保証 (SLA) を適用しないものとします。
3. 当社は、当社の裁量で、CR 版サービスの内容を変更することがあります。当該変更については、サービスサイトへの掲載等の方法により通知するものとします。なお、当該変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. CR 版サービスが正式サービス化される際に、正式サービスが CR 版サービスと同等の内容又は機能を備えることは保証されないものとします。当社は、開発状況や利用者の利用状況等により、当社の裁量で正式サービスの内容又は機能を決定することができるものとします。なお、サービスサイトへの掲載等の方法により通知するものとします。
5. 当社は、CR 版サービスの利用に起因して、利用者が被った損害（利用者データの滅失又は毀損等を含みますが、これらに限りません。）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、また、CR 版サービスの利用に起因して、利用者データが滅失又は毀損した場合であっても、これを復元する義務を負わないものとします。ただし、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます。）である利用者が CR 版サービスの利用に関して損害を被った場合については、この限りではなく、基本約款における当社の責任の規定に従うものとします。
6. CR 版サービスの提供終了後に正式サービス化する際に、当社は、サービスごとに利用者に通知する以下のいずれかの方法により、正式サービスを提供することができるものとします。
 - (1) 正式サービスの利用を希望する利用者が、当社との間で改めて正式サービスに係る利用契約を締結する方法。なお、利用者が正式サービスを利用する場合、利用者データについて、当社は、正式サービスに移管する責任を負いません。
 - (2) 正式サービスの利用を希望せず、CR 版サービスの利用契約を解約した利用者を除き、CR 版サービスの利用状況を正式版に引き継いで、利用を継続させる形で正式サービスを提供する方法。
7. 各 CR 版サービスの利用条件は、サービスごとにサービスサイト又は本基本サービスのコントロールパネル等に定めるものとします。

第 15 条（割引パスポート）

1. 「割引パスポート」（以下、「パスポート」といいます。）とは、利用者が、所定の金額（以下、「パスポート利用料」といいます。）を事前に支払うことにより、本サービスの特定のサービス又はプラン（以下、「適用サービス」といいます。）について、所定の期間における利用料金の割引を行う制度です。パスポート利用料、適用期間、割引率、その他のパスポートの内容については、サービスサイトに定めるものとします。
2. 利用者は、次の各号について理解し、了承したうえでパスポートを申し込むものとしま

す。

- (1) パスポートは、事業として又は事業のために利用する場合（以下、「事業用途」といいます。）にのみ申し込むことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが事業用途であると相互にみなすものとします。
- (2) 当社は、利用者がパスポートの適用期間中に適用サービスの全部又は一部を解約した場合、適用サービスの利用料金が改定された場合、その他事由のいかんにかかわらず、パスポート利用料の全部又は一部の返金及びパスポートの適用期間の延長を行わないものとします。

第2章 オプションサービス規定

第1節 追加IPアドレス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第16条（申込み）

1. 本オプションサービスは、本基本サービスの種類のうち、「ルータ+スイッチ」のサービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。
2. 「ルータ+スイッチ」のサービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。
3. 利用者は、本オプションサービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本オプションサービスの利用料金の全額を支払うものとします。

第2節 ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第17条（申込み）

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」及び「リモートハウジングサービス」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます。）の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。

第18条（利用料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の利用料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、本オプションサービスの利用料金の支払方法を、当社が規定するものの中から指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」及び時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます。）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて

選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

第19条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

第3節 Web改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第20条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。

第21条（契約）

1. 利用者は、株式会社日立システムズが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GRED Web 改ざんチェック』の利用規約」を遵守するものとします。

第4節 ブリッジ接続サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第22条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。

第5節 ローカルルータ接続サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第23条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。

第24条（免責）

1. 本オプションサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因又は関連して利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本オプションサービスを利用したピア接続（以下、「ピア接続」といいます。）を行うにあたり必要な、ピア接続する相手方のプロジェクト（本サービスの利用を管理する単位をいいます。以下同じ。）の利用者（以下、本節において、ピア接続する相手方のプロジェクトを、「相手方プロジェクト」といい、その利用者を、「相手方プロジェクト利用者」といいます。）とのリソース ID 及びシークレットキーの交換及びこれ

らの管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知及び関与しないこと。

- (2) ピア接続を行うことにより、相手方プロジェクトが、利用者の利用者データにアクセスすることができること。
- (3) 相手方プロジェクトにおけるローカルルータの設定によっては、利用者が意図しないプロジェクトから、利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。また、利用者におけるローカルルータの設定によっては、相手方プロジェクト利用者が意図しないプロジェクトから、相手方プロジェクト利用者の利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。
- (4) 相手方プロジェクト利用者との間で、本オプションサービスの利用に起因又は関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。
- (5) 本オプションサービスの利用にあたり必要な、利用者によるサーバのネットワーク設定又はローカルルータの設定は利用者自身の責任において行うものであること。
- (6) 相手方プロジェクトにおける本オプションサービスの契約状況によっては、当該相手方プロジェクトとのピア接続ができなくなる場合があること。なお、この場合においても利用者が本オプションサービスを解約しない限り、本オプションサービスの利用料金が発生すること。

第6節 AWS接続オプションサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第25条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、Amazon Web Services, Inc.が提供するAWS Direct Connect（以下、本節において「AWS Direct Connect」といいます。）及び前節に定める「ローカルルータ接続サービス」を用いて、AWS Direct Connectへ接続するAmazon Web Services, Inc.提供サービス（以下、本節において「AWSサービス」といいます。）と、「ローカルルータ接続サービス」へ接続する当社提供サービス（以下、本節において「当社サービス」といいます。）との間に、閉域網でのピア接続を提供するサービスです。

第26条（申込み）

1. 本オプションサービスは、本オプションサービス自体の申込みの他に、別途以下の申込みを必要とします。
 - (1) AWSサービスの申込み
当該申込みについてはAmazon Web Services, Inc.に対し利用者自身が行うものとします。
 - (2) 「ローカルルータ接続サービス」の申込み

第27条（利用料金）

1. 本オプションサービスの利用料金は、次のとおり構成されるものとし、その具体的な金額等についてはサービスサイトで定めるものとします。
 - (1) 基本利用料
 - (2) データ通信料

第28条（基本利用料）

1. 基本利用料は、毎月1日から末日までの本サービスの利用に対して発生する一定の料金です。なお、利用開始日の属する月及び利用契約が解除された日の属する月の基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。

第29条（データ通信料）

1. データ通信料は、本サービスを利用した、毎月1日から末日までの通信に対して発生します。
2. 当社サービスからAWSサービスへの通信にかかるデータ通信料は、当社が利用者に請求します。当該データ通信料は、本サービスを利用した通信において伝送されるデータ量に応じて発生するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。
3. AWSサービスから当社サービスへの通信にかかるデータ通信料は、Amazon Web Services, Inc.が利用者に請求し、利用者は、当該データ通信料をAmazon Web Services, Inc.に対して直接支払うものとします。

第30条（上位規約）

1. 利用者は、Amazon Web Services, Inc.が定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「AWS Customer Agreement」を遵守するものとします。

第31条（免責）

1. 当社は、本オプションサービスに関し、Amazon Web Services, Inc.が設置した回線終端装置の当社構内通信網側回線接続基部より当社側のネットワーク及び設備において生じる事象においてのみ責任を負い、当社の管理外において生じた事象に起因する問題については、障害等の解消の義務、利用者に生じた損害等への賠償責任義務、その他一切の責任を負わないものとします。

第32条（サービスの内容の変更又は廃止）

1. 当社は、Amazon Web Services, Inc.の解散若しくはAWS Direct Connectの内容の変

更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

第7節 アーカイブ共有オプション（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第33条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。
2. 本オプションサービスは、無償とします。

第34条（免責）

1. 本オプションサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因又は関連して利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
 - (1) アーカイブを共有するプロジェクトの利用者（以下、本節において、「相手方プロジェクト利用者」といいます。）への共有キーの提供及び管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知及び関与しないこと。
 - (2) 共有キーを入手した者は、利用者の利用者データにアクセスし、複製することができること。
 - (3) 相手方プロジェクト利用者又は第三者と利用者との間で、本オプションサービスの利用に起因又は関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。

第35条（禁止事項）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を共有する行為

第8節 さくらのセキュアモバイルコネクト（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第36条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、SIM をデバイスに組み込み、モバイルゲートウェイとスイッチを利用することによって本基本サービスを含む当社の提供する他のサービスまで閉域網での通信（利用者の設定によりインターネット通信も可能）を可能にするサービスです。

を負いません。

第38条（用語の定義）

1. 「SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものであって、本オプションサービス向けに当社が発行するものをいいます。
2. 「デバイス」とは、利用者が、SIM を電子機器等に接続する場合の当該電子機器等をいいます。
3. 「モバイルゲートウェイ」とは、デバイスと利用者が指定したネットワーク間の通信を3GPP 及びその他の制御方法に基づき媒介し、閉域で通信するためのゲートウェイをいいます。

第39条（利用契約の成立）

1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者のプロジェクトにより SIM が本システムにおいて登録（以下、「SIM 登録」といいます。）されたとき（申込者のプロジェクトにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき）、又は申込者のプロジェクトによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます。）されたとき（申込者のプロジェクトにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとします。
2. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、「営業用途」といいます。）、又は営利を目的としない法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、「事業用途」といいます。）にのみ申し込む（SIM 登録又はモバイルゲートウェイ作成を行う）ことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。

第40条（利用料金）

1. 本オプションサービスの利用料金は次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については本オプションサービスページで定めるものとします。なお、本約款に別段の定めのない限り、閉域網通信利用可能状態又はインターネット通信利用可能状態にない場合においても、利用料金は発生するものとします。
 - (1) SIM 基本利用料
 - (2) 回線維持手数料
 - (3) データ通信料
 - (4) モバイルゲートウェイ利用料

(5) サブオプションサービス利用料

第41条 (SIM 基本利用料)

1. SIM 基本利用料は登録する SIM 1 枚ごとに発生するものとします。
2. SIM 基本利用料は、SIM 登録時から、利用者のプロジェクトにより本システムから SIM が削除されたとき（利用者のプロジェクトにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月に通信（無線閉域網通信又はインターネット通信を指します。以下、本節において同じ。）に利用されなかった SIM については当月の SIM 基本利用料は発生しないものとします。なお、SIM 登録日の属する月及び当該 SIM の登録が削除された日の属する月の SIM 基本利用料はそれぞれ 1 ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。
3. 同一月内に同一の SIM を複数回登録した場合（前月以前から継続して登録していた SIM を、本システムから削除した月内に再度登録した場合を含みます。）においては、各々の登録について当該月の SIM 基本利用料が発生するものとします。

第42条 (回線維持手数料)

1. 回線維持手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合に発生し、その後も、SIM の登録が削除されず、かつ、当該 SIM を利用した通信が行われない期間が 12 ヶ月経過するごとに発生するものとします。なお、閉域網通信利用可能状態又はインターネット通信利用可能状態にないことにより通信が行われなかった場合においても回線維持手数料は発生するものとします。
 - (1) SIM が本システムに登録された日が属する月から起算して 12 ヶ月間、SIM の登録が削除されず、かつ、当該 SIM を利用した通信が全く行われなかった場合
 - (2) 本システムに登録された SIM を利用した通信が最後に行われた日が属する月の翌月から起算して連続する 12 ヶ月間、SIM の登録が削除されず、かつ、当該 SIM を利用した通信が全く行われなかった場合
2. 回線維持手数料は登録する SIM 1 枚ごとに発生するものとします。
3. 利用者は、回線維持手数料を、第 1 項に基づき回線維持手数料が発生した月の翌月 10 日までに支払うものとします。

第43条 (データ通信料)

1. データ通信料は、毎月 1 日から末日までの、本システムに登録された SIM を利用した通信において伝送されるデータ量に応じて発生するものとし、当該データ量は当社が測定します。なお、当社は、利用者に対し、原則として伝送されたデータ量に応じて課金するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が当社所定のデータ量までの通信に対して固定額の

データ通信料を課金する課金方式を選択した場合、当社は、利用者に対し、選択された課金方式に基づいて課金するものとします。なお、課金方式の詳細については本オプションサービスページにおいて定めるものとします。

第44条（モバイルゲートウェイ利用料）

1. モバイルゲートウェイ利用料は、作成するモバイルゲートウェイ1個ごとに発生するものとします。
2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のプロジェクトにより本システムからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のプロジェクトにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月及び当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月のモバイルゲートウェイ利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。

第45条（サブオプションサービス利用料）

1. サブオプションサービス利用料は、当該サブオプションサービスごとに定める利用条件に従い発生するものとし、利用者は、当社に対し、当該利用条件に従いサブオプションサービス利用料を支払うものとします。

第46条（連携先システムの利用契約）

1. 利用者は、サブオプションサービスの利用に、第三者が提供する本オプションサービス外のシステム（以下、「連携先システム」といいます。）を利用する場合、利用者自身の負担と責任において、その利用に必要な連携先システムの利用に関する契約（以下、「連携先契約」といいます。）を、当該連携先システムの提供元と締結するものとします。利用者は、本オプションサービスと連携先システムとの連携を行うにあたり、連携先契約を遵守する義務を負います。当社は、利用者による連携先システムの利用について一切関知せず、連携先契約の内容及び締結に関する一切の確認義務を負わないものとします。連携先システムの利用により生じた結果につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該利用により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。
2. 本約款及び基本約款と、連携先契約との間に矛盾又は抵触する規定がある場合、利用者と当該連携先システムの提供元との間の関係においては、連携先契約の規定が優先して適用されるものとします。

第47条（通信可能区域、通信速度、データの消失等）

1. 本オプションサービスにおいて、SIMを用いて通信を行える区域は、本オプションサ

ービスページで定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。

2. 本オプションサービスにおいて、SIM を用いて通信を行える時間帯に制限はありませんが、通信回線又は本オプションサービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信が行えない場合があります。
3. 利用者は、本オプションサービスにおける通信速度は、接続状況、利用機器等、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを了承するものとし、当社は、本サービスにおける通信速度について、利用者に対し、いかなる保証も行わないものとしします。
4. 利用者は、電波状況等により、本オプションサービスを利用して送受信された利用者データ、その他の情報等が破損又は消失することがあることを、あらかじめ承諾するものとしします。

第48条 (SIM の管理)

1. 本オプションサービスで利用可能な SIM は当社が発行するものに限ります。なお、本オプションサービスには SIM は附属しません。利用者は別途、自らの費用負担において当社より SIM の貸与を受け、本約款及び当社が別途定める「さくらのセキュアモバイルコネクト SIM 利用約款」にしたがって利用するものとしします。
2. 利用者は、各 SIM に割り当てられた ICCID 及び PASSCODE につき、自己の責任において適切に管理するものとしします。当該管理により生じた結果 (ICCID 及び PASSCODE を第三者に開示し、漏洩し又は推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ。) につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとしします。
3. 各 SIM には暗証番号 (以下、「PIN」といいます。) が設定されています。利用者は、当該 SIM をデバイスに接続する際に PIN の入力を要するよう、デバイスから設定することができます (この設定がされた状態を以下、「PIN ロック有効状態」といいます。)。なお、PIN ロック有効状態において、当社が別途定める回数以内に正しい PIN を入力しなかった場合、当該 SIM は一時的に利用できない状態となります (この状態を以下、「SIM ロック状態」といいます。))。
4. 前項に定める SIM ロック状態を解除するには、当社が SIM ごとに別途定める SIM ロック状態解除用番号 (以下、「PUK」といいます。) を、デバイスから入力しなければなりません。なお、当社が別途定める回数以内に正しい PUK を入力しなかった場合、当該 SIM は以後一切利用できなくなります。なお、この場合において当社は一切の責を負わず、当該 SIM の交換、返金を含め一切の対応をしません。
5. 前二項により SIM が利用できない状態になった場合においても、利用者が当該 SIM を

本システムから削除しない限り、SIM 基本利用料又は回線維持手数料は発生するものとします。

6. 利用者は、PIN 及び PUK を自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果（PIN 又は PUK を第三者に開示し、漏洩し又は推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ。）につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。

第49条（インターネット設定）

1. 利用者は、インターネットの有効又は無効の設定を、自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果につき当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。

第50条（デバイス）

1. SIM を用いて通信を行うためには、SIM をデバイスに接続する必要があります。本オプションサービスにはデバイスは付属しません。利用者は別途、自らの費用負担においてデバイスを用意するものとします。
2. デバイスと SIM との組み合わせによっては、正常な SIM を利用した場合であっても通信が確立しない場合があります。この場合において当社は一切の責を負いません。

第51条（知的財産権）

1. 本オプションサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権及びノウハウ等の一切の権利は当社又は当該権利を有する第三者（もしあれば）に帰属するものです。本約款、サービスサイト、本オプションサービスページ又は本サービス若しくは本オプションサービスの提供の過程における当社から利用者に対する情報の開示は、明示又は黙示を問わず、いかなる意味においても、当社又は第三者から利用者に対する、当該情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第52条（本オプションサービスの提供の中断）

1. 基本約款に定める提供の中断の事由がある場合のほか、次に掲げる事由がある場合は、当社は本オプションサービスの一部又は全部の提供を中断することがあります。
 - (1) 技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合
 - (2) 同一のセッション（データ通信を行うことができる利用者の回線の状態をいいます。）内に大量の通信があったことにより、本オプションサービスの正常な提供に支障が生じると当社が認めた場合

第53条（本オプションサービスの提供の中断等に関する免責）

1. 当社は、基本約款における利用制限、利用契約の解除及び提供の中断等の規定に基づきとった措置により利用者が被った損害について、基本約款に別段の定めがある場合又は法令に反する場合を除き、賠償する責任を負いません。

第54条（利用契約の自動更新及び解約）

1. 基本約款における契約期間の自動更新の規定にかかわらず、利用者が、契約終了日までに、登録している全てのSIMの登録を削除し、かつ、作成した全てのモバイルゲートウェイを削除しない限り（以下、全てのSIMとモバイルゲートウェイの削除を「全削除」といいます。）、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。

第9節 さくらのモノプラットフォーム（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第55条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、当社が「さくらのセキュアモバイルコネクト」において提供する物理SIMを組み込んだ物理デバイスが、当社又は第三者が提供する本オプションサービス外のシステム等（以下、本節において「連携先システム」といいます。）と所定の方法によって通信するためのプラットフォームを提供するサービスです。
2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブページ（以下、本節において「本オプションサービスページ」といいます。）において定めるものとし、
 - (1) 本基本サービスのコントロールパネルにおけるデバイスIDの統合管理機能
3. 当社は、本オプションサービスのオプションサービス（以下、本節において「サブオプションサービス」といいます。）として、次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスページに定めるものとし、
 - (1) サービスアダプタ機能：特定のデータフォーマットを用いて、本オプションサービスと、連携先システムとの連携を行う機能
 - (2) ファイル送受信機能：物理デバイス又は連携先システムから送信されたファイルデータを本オプションサービスにて受領及び保管し、利用者の設定に応じて指定の物理デバイス又は連携先システムに受け渡す機能
 - (3) 前二号のほか、当社が別途定める機能
4. サブオプションサービスの利用条件は、本オプションサービスページにおいて当社が

定めるものとし、当該サブオプションサービスの利用者は、当該利用条件に同意のうえ当該サブオプションサービスを利用するものとします。

第56条（本オプションサービスの構成）

1. 本オプションサービスは、本基本サービスの基幹システム（以下、本節において「本システム」といいます。）に作成されたSIMリソースを、本システム上に作成したモノプラットフォームプロジェクトに登録することにより、利用できるものです。これらの作成又は登録（以下、本節において総称して「利用管理」といいます。）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスが利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。
2. 本オプションサービスの利用には、本サービスのうち「さくらのセキュアモバイルコネク」を別途契約いただく必要があります。「さくらのセキュアモバイルコネク」における利用者による設定によっては、本オプションサービスが利用できない場合がありますが、この場合において当社は一切の責を負いません。

第57条（用語の定義）

1. 「物理SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものであって、「さくらのセキュアモバイルコネク」向けに当社が発行するものをいいます。
2. 「SIMリソース」とは、「さくらのセキュアモバイルコネク」において物理SIMが本システムに登録されたときに作成される管理単位をいいます。
3. 「物理デバイス」とは、利用者が、物理SIMを電子機器等に接続する場合の当該電子機器等をいいます。
4. 「モノプラットフォームプロジェクト」とは、SIMリソースと利用者が指定したサブオプションサービス間で、適切なルーティングを行うための管理単位をいいます。
5. 「デバイスID」とは、モノプラットフォームプロジェクトにSIMリソースを登録したときに、当該SIMリソースに対して発行される、一意の識別子をいいます。なお、デバイスIDが付与された後、当該SIMリソースがモノプラットフォームプロジェクトから削除された場合においても、当該SIMリソースが再度モノプラットフォームプロジェクトに登録された場合には、初回登録時に付与されたデバイスIDが再度付与されます。

第58条（利用契約の成立）

1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者のモノプラットフォームプロジェクトが作成されたとき（申込者により送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。

2. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、本節において「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、本節において「営業用途」といいます。）、又は営利を目的としない法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、本節において「事業用途」といいます。）にのみ申し込む（モノプラットフォームプロジェクトを作成する）ことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。

第59条（利用料金）

1. 本オプションサービスの利用料金は次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については本オプションサービスページで定めるものとします。なお、利用者が契約する「さくらのセキュアモバイルコネクト」において閉域網通信利用可能状態又はインターネット通信利用可能状態にない場合においても利用料金は発生するものとします。閉域網通信利用可能状態及びインターネット通信利用可能状態の定義については、本約款の「さくらのセキュアモバイルコネクト」の節に定めるとおりとします。
 - (1) プラットフォーム基本利用料
 - (2) サブオプションサービス利用料

第60条（プラットフォーム基本利用料）

1. プラットフォーム基本利用料は、モノプラットフォームプロジェクトに登録する SIM リソースに付与されたデバイス ID ごとに発生するものとします。
2. プラットフォーム基本利用料は、SIM リソースがモノプラットフォームプロジェクトに登録されることによりデバイス ID が付与されたときから、モノプラットフォームプロジェクトから SIM リソースの登録が削除されることによりデバイス ID が削除されたとき（利用者により送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月にプラットフォームを経由する通信（無線閉域網通信又はインターネット通信を指します。）に使用されなかったデバイス ID については当月のプラットフォーム基本利用料は発生しないものとします。なお、デバイス ID 付与日の属する月及び当該デバイス ID が削除された日の属する月のプラットフォーム基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。
3. 同一月内に同一の SIM リソースを複数回登録することにより同一のデバイス ID が複数回付与された場合（前月以前から継続して登録していた SIM リソースを、モノプラットフォームプロジェクトから削除した月内に再度登録したことにより同一のデバイス ID が再度付与された場合を含みます。）においては、各々の付与について当該月のプラットフォーム基本利用料が発生するものとします。

第61条（サブオプションサービス利用料）

1. サブオプションサービス利用料は、当該サブオプションサービスごとに定める利用条件に従い発生するものとし、利用者は、当社に対し、当該利用条件に従いサブオプションサービス利用料を支払うものとします。

第6 2条（連携先システムの利用契約）

1. 利用者は、サブオプションサービスの利用にあたって連携先システムを利用する場合、自己の費用と責任において、その利用に必要な連携先システムの利用に関する契約（以下、本節において「連携先契約」といいます。）を、当該連携先システムの提供元と締結するものとします。利用者は、本オプションサービスと連携先システムとの連携を行うにあたり、連携先契約を遵守する義務を負います。当社は、利用者による連携先システムの利用について一切関知せず、連携先契約の内容及び締結に関する一切の確認義務を負わないものとします。連携先システムの利用により生じた結果につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該利用により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。
2. 本約款及び基本約款と、連携先契約との間に矛盾又は抵触する規定がある場合、利用者と当該連携先システムの提供元との間の関係においては、連携先契約の規定が優先して適用されるものとします。

第6 3条（物理 SIM 及び物理デバイス）

1. 本オプションサービスには物理 SIM 及び物理デバイスは附属しません。利用者は別途、自己の費用と責任において物理 SIM 及び物理デバイスを用意するものとします。

第6 4条（設計情報に関する非保証、免責）

1. 当社は、本オプションサービスに関連して当社が利用者に提供する「設計情報」（本オプションサービスページにおいて当社が定めるものとし、本オプションサービスのβテストにおいて利用者に提供されたサンプルハードウェア、開発キット、ソフトウェア及びこれらに関する情報を含みますが、これらに限りません。）に関し、利用者に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性又は整合性、第三者の権利の非侵害性、当社サービスに基づき利用者に提供される機器及び設備の正常な稼働、当社サービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限りません。）も行わないものとします。

第6 5条（利用契約の自動更新及び解約）

1. 基本約款における契約期間の自動更新の規定にかかわらず、利用者が、契約終了日まで、作成した全てのモノプラットフォームプロジェクトを削除しない限り（以下、本節

において全てのモノプラットフォームプロジェクトの削除を「全削除」といいます。)、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。

第10節 さくらのセキュアモバイルコネクト及びさくらのモノプラットフォームのβ版サービス（以下、本節において「本β版サービス」といいます。）

第66条（本β版サービスの内容）

1. 本β版サービスは、第8節に定めるさくらのセキュアモバイルコネクト及び第9節に定めるさくらのモノプラットフォーム（以下、本節において総称して「各オプションサービス」といいます。）のサブオプションサービス（第36条及び第55条に定めるものを指します。以下同じ。）のうち、試験的に提供される、開発中のサービスの総称です。本β版サービスには、第13条の規定が適用されます。
2. 本β版サービスは、各オプションサービスの利用者を対象に提供されます。
3. 本β版サービスは、無償とします。

第67条（利用契約の成立）

1. 本β版サービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、各オプションサービスの利用者が本β版サービスの利用に関するコントロールパネル上の設定を完了したとき（各オプションサービスの利用者のプロジェクトにより送信された、本β版サービスの利用に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。

第68条（非保証・免責）

1. 当社は、本β版サービスの利用に起因して、利用者が被った損害（利用者データ（利用者が各オプションサービス及び本β版サービスの利用にあたり、それぞれの提供領域若しくは当該利用者が所有する又は貸与を受けている機器等に保存又は蓄積された全てのデータをいいます。）の送受信の遅延、利用者データの滅失又は毀損等を含みますが、これらに限りません。）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本β版サービスの利用に起因して、利用者データが滅失又は毀損した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。

第69条（正式サービスの利用）

1. 本β版サービスの提供終了後に正式サービス化する場合、正式サービスの利用を希望する利用者は、当社の指定する日までに当社との間で改めて正式サービスに係る利用契約を締結する必要があります。なお、利用者が正式サービスを利用する場合、利用者データについて、当社は、正式サービスに移管する責任を負いません。
2. 本β版サービスの廃止及び正式サービスの提供に関する当社から利用者に対する通知については、利用者が指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信、書面の送付、当社ホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

第70条（各オプションサービス利用契約との関係）

1. 各オプションサービスの利用契約が終了した場合、本β版サービスに係る利用契約は当然に終了するものとします。
2. 各オプションサービスの利用契約に係る利用中に各オプションサービスの提供が一時停止又は中止した場合、本β版サービスの提供も一時停止又は中止するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく本β版サービスに係る利用契約の終了又は本β版サービスの一時停止若しくは中止により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第11節 ショートメッセージサービス（SMS）（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第71条（本オプションサービスの内容・種類）

1. 本オプションサービスは、BBSakura Networks 株式会社（以下、「提供者」といいます。）が保有するプラットフォームを通じて利用者が指定する携帯電話番号にテキストメッセージを送信するサービスを、本基本サービス上で利用できるサービスです。
2. 当社が提供する本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブページ（以下、本節において「本オプションサービスページ」といいます。）において定めるものとします。
 - （1）2段階認証サービス
 - （2）A2PSMS 配信サービス

第72条（申込み）

1. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。

第73条（個人情報）

1. 利用者は、本オプションサービスを利用するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、テキストメッセージの送信先として指定する携帯電話番号その他の個人情報を、自己の責任において適法に取得しなければなりません。

ん。

2. 前項に基づき利用者が取得した携帯電話番号その他の個人情報の取扱いに関連して第三者と当社又は利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第74条（利用料金）

1. 本オプションサービスの利用料金は、テキストメッセージの送受信が成功したか否かにかかわらず、毎月1日から末日までの送信通数に応じて発生するものとし、その具体的な金額については本オプションサービスページにおいて定めるものとします。

第75条（第三者による本オプションサービスの利用）

1. 利用者は、本オプションサービスのうちA2PSMS配信サービスを、有償か無償かを問わずエンドユーザーに利用させることはできないものとします。ただし、当社及び提供者による審査に合格したうえで、別途当社との間で契約を締結した場合にはこの限りではありません。
2. 利用者は、当社及び提供者が前項の契約締結のための審査に必要とする印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他指定書類について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。

第76条（本オプションサービスの利用制限）

1. 基本約款に定める利用制限の事由に該当する場合のほか、利用者により本オプションサービスが一般通念上スパムと判断されるような態様で利用されていることを当社又は提供者が確認した場合、当社は、当該利用者による本オプションサービスの全部又は一部の利用を制限することができるものとします。
2. 提供者は、本オプションサービスの安定的な提供を確保するために、前項による利用制限実施の判断に必要な範囲において、収集及び蓄積されている通信に係る情報を分析することができるものとします。

第77条（本オプションサービスの提供の中断）

1. 基本約款に定める提供の中断の事由がある場合のほか、本オプションサービス提供の前提となる、提供者又は他の電気通信事業者の電気通信役務の提供が中断されたときは、当社は本オプションサービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。なお、この場合における中断の通知、機器の移設等、当社の責任及び利用料金については、基本約款における提供の中断の規定に従うものとします。

第78条（解約）

1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。
2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手續によるものとします。

第79条（サポート）

1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及び提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

第80条（サービスの内容の変更又は廃止）

1. 当社は、提供者の解散若しくは提供者のサービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

第81条（免責）

1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第11条に定める品質保証は適用しないものとします。

第12節 無償SSLサーバ証明書サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第82条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、SSLサーバ証明書の発行及び失効にかかる業務を行う組織（以下、本節において「認証局」といいます。）に対する、SSLサーバ証明書の発行（当該SSLサーバ証明書の発行を行う認証局が当該SSLサーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）又は第88条に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手續、及び、当該手續により発行又は更新されたSSLサーバ証明書を利用者が本基本サービス上で利用するために必要な設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSLサーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認証局及びSSLサーバ証明書の品目は、サービスサイトのうち、本オプションサービスの説明を行うウェブページ（以下、本節において「本サービスページ」といいます。）に定めるものとします。

2. 本オプションサービスは、無償とします。

第83条（上位規約）

1. 本オプションサービスの利用契約には、基本約款及び本約款に加えて、認証局の定めるSSLサーバ証明書に適用される約款、規約、規定等（以下、本節において「上位規約」といいます。）が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。基本約款及び本約款と上位規約に矛盾又は抵触する規定がある場合、上位規約の規定が優先して適用されるものとします。
2. 利用者は、SSLサーバ証明書に関し、認証局又は第三者との関係において、上位規約に従うことに同意するものとします。上位規約が、利用者の承諾を得ることなく策定又は変更された場合であっても、同様とします。

第84条（申込み）

1. 本オプションサービスは、本基本サービスの種類のうち当社が本サービスページで指定するサービス（以下、本節において「当社指定サービス」といいます。）を利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。
2. 本オプションサービスの利用条件については、本サービスページに定めるものとします。

第85条（申込みの拒絶、発行拒否）

1. 当社は、基本約款に定める申込みの拒絶事由に利用者が該当する場合のみならず、上位規約に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条の申込みを承諾しないことがあります。
2. 認証局は、当社が代行したSSLサーバ証明書の新規発行又は有効期間更新の申請を拒否し、SSLサーバ証明書の発行又は有効期間の更新を行わないことがあります。
3. 当社及び認証局は、申込みを承諾しないこと又は証明書の発行若しくは有効期限の更新を行わないことに関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第86条（必要情報の提供）

1. 利用者は、当社に対し本オプションサービスの提供に必要な情報及び書類（以下、本節において「情報等」といいます。）を提供するとともに、当社に提供したすべての情報等を、正確に、かつ最新のものに保つものとします。
2. 当社は、利用者に対し、利用者が当社に提供した情報等以外の情報等であって本オプションサービスの提供に必要と当社が判断する情報等の提供を要求することができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。

第87条（失効）

1. 次の各号のいずれかにあたる場合には、当社及び認証局は、利用者に事前の通知をすることなく、利用者の **SSL** サーバ証明書を直ちに失効させることができます。
 - (1) 利用者が上位規約、基本約款、本約款のいずれかに違反した場合
 - (2) 上位規約に基づき、正当な手続を経て要求又は許可された場合
 - (3) 法令に基づく要請のあった場合
 - (4) 認証局が **SSL** サーバ証明書の秘密鍵の危殆化の可能性があると認めた場合
 - (5) その他、当社又は認証局が必要と認める相当の理由がある場合
2. 利用者は、前項による **SSL** サーバ証明書の失効について、異議申立をすることはできないものとします。
3. 当社及び認証局は、本条第1項及び第89条第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、**SSL** サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第88条（有効期間、更新及び解約）

1. 本オプションサービスにより発行された **SSL** サーバ証明書の有効期間は、当社を通じて認証局より **SSL** サーバ証明書が発行された日から、当該 **SSL** サーバ証明書の有効期間として認証局が定めた日までとします。
2. 利用者が、本オプションサービスにより発行された **SSL** サーバ証明書の有効期間が満了する30日前までに、当社所定の方法により本オプションサービスの利用契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、当社は当該 **SSL** サーバ証明書の有効期間更新に係る手続きの代行を実施するものとし、以後も同様とします。
3. 本オプションサービスの利用契約は、利用者が当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって解約することができます。
4. 当社指定サービスに係る利用契約が終了した場合、当該利用契約に紐づく本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。
5. 理由の如何を問わず、本オプションサービスの利用契約が終了した場合、当社は、本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、当該利用契約の対象である **SSL** サーバ証明書を直ちに失効させることができるものとします。

第89条（保証、免責）

1. 当社は、本オプションサービスを提供するにあたり、当該 **SSL** サーバ証明書の発行又は有効期間の更新の認証局への申請手続きを、利用者から提供される情報等に基づき代行することのみ保証します。当社は、当該代行により、**SSL** サーバ証明書が発行されること、及び **SSL** サーバ証明書の有効期間が更新されることを何ら保証せず、代行

に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書は、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の定める上位規約に基づき利用者に提供されるものであり、当社は、当該 SSL サーバ証明書について、市場適格性、利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証をせず、利用者が当該 SSL サーバ証明書を使用することに関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
3. 利用者が発行を受けた SSL サーバ証明書について、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の都合により、当該 SSL サーバ証明書の有効な提供が中断、終了、又は仕様の変更等が行われる場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該中断、終了、仕様の変更及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、認証局の解散若しくはその SSL サーバ証明書発行事業の終了により、本オプションサービスの提供の一部又は全部を終了する場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該終了及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

第13節 AppRunサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第90条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは当社が本基本サービス上に構築した環境において、利用者が、コンテナ技術を用いて作成した利用者のアプリケーション（以下、「利用者アプリケーション」といいます。）を登録及び実行することで、必要に応じて自動的にスケールリングを行うサービスです。
2. 当社が提供する本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細は本オプションサービスのサービスサイトにおいて定めるものとします。本オプションサービスにおいて、利用者アプリケーションは、当社が本基本サービス上に構築した環境内で一時的に生成される実行環境上で動作するものであり、当該環境における利用者アプリケーション及びデータの保持は保証されません。そのため、利用者は必要に応じて自己の責任においてデータの保存及びバックアップを行うものとします。

(1) 共用型サービス

当社が本基本サービス上に構築した仮想サーバ環境を、複数の利用者の共有として提供する本オプションサービスをいいます。

(2) 専有型サービス

当社が本基本サービス上に構築した仮想サーバ環境を、利用者の専用として提供する本オプションサービスをいいます。本オプションサービスを利用するには、利用者アプリケーションを実行するための仮想サーバ群（以下、「オートスケールリンググループ」

といたします。)を作成した上で、利用者アプリケーションを登録する必要があります。

第9 1条 (利用契約の成立、利用開始日)

1. 基本約款及び本約款の利用契約の成立の規定にかかわらず、共用型サービスに係る利用契約は、当社が構築した環境内に利用者が利用者アプリケーションを登録したときに成立するものとします。
2. 基本約款及び本約款の利用契約の成立の規定にかかわらず、専有型サービスに係る利用契約は、当社が構築した環境内にオートスケーリンググループを作成したときに、当該オートスケーリンググループごとに成立するものとします。
3. 本オプションサービスの提供は、前二項に定める本オプションサービスに係る利用契約が成立したときから開始されます。

第9 2条 (解約)

1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、共用型サービスの提供は、当社が構築した環境内から利用者が利用者アプリケーションを削除した時点で終了し、その時点をもって共用型サービスに係る利用契約が終了するものとします。
2. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、専有型サービスの提供は、当社が構築した環境内から利用者がオートスケーリンググループを削除した時点で、当該オートスケーリンググループに係る利用契約が終了するものとします。

第1 4節 マイグレーションサービス (移行ツール) (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第9 3条 (用語の定義)

1. 本節及び次節における用語の定義は以下のとおりとします。
 - (1) 移行元環境
利用者が利用中の、当社サービス外のクラウド環境又はオンプレミス環境 (詳細はサービスサイトに定めます。)
 - (2) 移行先環境
移行先となる本基本サービスの環境 (詳細はサービスサイトに定めます。)
 - (3) 対象データ
移行元環境に保存又は蓄積されたデータ及び移行元環境に利用者が設定した情報のうち、サービスサイトに定めるもの

第9 4条 (本オプションサービスの内容)

1. 本オプションサービスは、移行元環境から移行先環境へ対象データを移行するためのツール (以下、「本ツール」といいます。)を提供するものです。本ツールの移行元環境へ

のダウンロード及び実行は、利用者自身が行います。本ツールの仕様は、サービスサイトに定めるものとします。

2. 本オプションサービスを利用するためには、本オプションサービスの利用契約とは別途、移行先環境の利用契約が必要となります。
3. 本オプションサービスは、無償とします。

第95条（申込み）

1. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、本節及び次節において「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、本節及び次節において「営業用途」といいます。）、又は営利を目的としない法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、本節及び次節において「事業用途」といいます。）にのみ申し込むことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。また、当社による審査に合格した者だけが本オプションサービスを利用できるものとし、利用者は、審査に必要とする書類等について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。

第96条（免責）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用中、移行先環境を利用できません。対象データの量により、利用不可時間は異なります。利用者は、当該利用不可時間における移行先環境の利用料金を全額支払うものとします。
2. 対象データの移行先環境への移行完了後、移行先環境又は利用者が移行先環境と組み合わせて利用する当社サービス若しくは第三者のサービスの中には、利用者にて設定を行わなければ利用できないものがある場合があります。利用者は、対象データの移行完了後、自己の責任で移行先環境における設定の確認及び必要な設定を行うものとし、これを行わなかったことで移行先環境において一部サービスの利用ができなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は、この場合に当該サービスが利用できなかった期間における当該サービスの利用料金を全額支払うものとします。
3. 対象データは一律に移行先環境に移行されるものとし、対象データの一部のみを移行すること又は対象データ以外のデータや設定情報を移行することはできないものとします。
4. 利用者は、対象データの移行のために必要最低限の範囲に限り、本オプションサービスにより対象データが自動的に使用及び変更（移行元環境を指定する記述の書き換え等、具体的にはサービスサイトに定めます。）されることに同意するものとします。
5. 当社は、移行元環境で本ツールが正常に動作すること及び移行された全ての対象データ（前項による変更後のものを含みます。）が移行先環境で正常に動作することについて

いかなる保証も行いません。

6. 本オプションサービスに起因して利用者が移行先環境を利用できなかった場合において、第11条に定める品質保証は適用しないものとします。

第97条（禁止事項）

1. 利用者は、基本約款に定める禁止事項に加えて、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 移行元環境から移行先環境へ対象データを移行すること以外の目的で、本ツールを複製し、改変し、リバースエンジニアリングし、又は第三者へ再配布し、提供し、若しくは販売する行為
 - (2) 本オプションサービスを使用することで得られた、本ツール及び本サービスに関する情報やソースコードを公開する行為

第15節 マイグレーションサービス（移行支援サービス）（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第98条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、移行元環境から移行先環境へ対象データを移行するための専門家による支援を行うもので、「アセスメント」及び「サーバ・データベース移行」の2段階からなります。本オプションサービスの仕様は、サービスサイトに定めるものとします。当社は、本オプションサービスの全部又は一部を、当社の指定する事業者に再委託することができるものとします。
2. 本オプションサービスを利用するためには、本オプションサービスの利用契約とは別途、移行先環境の利用契約が必要となります。

第99条（申込み）

1. 本オプションサービスは、法人等が営業用途又は事業用途にのみ申し込むことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。また、当社による審査に合格した者だけが移行支援サービスを利用できるものとし、利用者は、審査に必要とする書類等について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。
2. 本オプションサービスは、アセスメント及びサーバ・データベース移行の段階ごとに申込みが必要です。サーバ・データベース移行は、アセスメント完了後、当社が別途指定する期間に限り申し込むことができるものとします。なお、アセスメントの結果によっては、サーバ・データベース移行を利用できない場合があります。

第100条（アセスメント及びサーバ・データベース移行の実施）

1. 当社は、アセスメント及びサーバ・データベース移行の段階ごとに、当社と利用者とは別途定めた実施日に、アセスメント又はサーバ・データベース移行の作業（以下、「本作業」といいます。）を実施するものとします。
2. 利用者は、前項の実施日の前日までに、当社に対して、本作業の実施に必要な、移行元環境及び移行先環境に関する情報の提供又は権限の設定等の必要な対応を行うものとします。また、利用者は、対象データが、別途定める条件を満たすよう必要な対応を行うものとします。
3. 当社は、本作業が完了したときは、すみやかにその旨を利用者に通知します。
4. 利用者は、前項の通知を当社が送信した日から5日（土日祝日及び12月28日から1月4日までを除きます。）以内に、本作業の結果が仕様を満たしているかを検査し、その結果を当社に通知するものとします。当該期間内に、利用者からの通知がない場合は、当該期間の満了をもって、移行支援サービスは検査に合格したものとみなします。検査の合格をもって、本オプションサービスの利用契約は終了するものとします。
5. 本作業の結果が仕様を満たさず検査に不合格となった場合、当社は、1回に限り、当社と利用者とは別途定めた再実施日に、再度本作業を実施するものとします。再度の本作業の実施前及び完了時の対応は、前三項の規定に従うものとし、再度の本作業の結果も不合格であった場合は、当社は次項の規定に従い利用契約を解約するものとします。
6. 次の各号に該当する場合は、当社は本作業を実施せず、当該本作業に関する利用料金を受領している場合は返金のうえ、本オプションサービスの利用契約を解約するものとします。当社は、受領している利用料金の返金以外に、損害賠償その他一切の責任を負わないものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。
 - (1) 第1項に定める実施日が決定できない場合
 - (2) 第2項に定める情報の提供又は権限の設定等が行われない場合、又は対象データが別途定める条件を満たさない場合
 - (3) 前項に定める再度の本作業の実施によっても、検査に合格しない場合

第101条（利用料金）

1. 本オプションサービスの利用料金は、アセスメント及びサーバ・データベース移行の段階ごとに発生します。当社は、段階ごとに、検査完了時に利用料金を請求するものとし、利用者は、請求日の属する月の翌月末日までに利用料金を支払うものとします。

第102条（対象データの取扱い）

1. 当社は、対象データを秘密として取り扱い、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 当社が対象データにアクセスしたとき又は対象データを受領したときに既に当社が保有していた情報

- (2) 本約款に違反することなく公知となった情報
 - (3) 当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 当社が独自に開発した情報
 - (5) 利用者から第三者への開示について承諾を受けた情報
2. 当社は、対象データを本オプションサービス提供の目的の範囲内でのみ使用（複製を含みますがこれに限りません。）します。利用者は、これに予め同意するものとします。

第103条（免責）

1. 当社は、本オプションサービス提供時点における業界の一般的な知識・技能水準に照らし、善良な管理者の注意をもって、本オプションサービスを提供します。
2. 当社は、アセスメントの結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（サーバ・データベース移行の可否又は要否、移行による効果等を含みますが、これらに限りません。）も行わないものとします。
3. 利用者は、サーバ・データベース移行の作業中も移行先環境を利用することができますが、サーバ・データベース移行の作業中の移行先環境の利用は推奨されません。利用者が移行先環境中に移行先環境を利用した場合は、サーバ・データベース移行の作業の結果が仕様を満たさなかったとしても、当社は一切責任を負わないものとし、利用者は、サーバ・データベース移行の作業の結果が検査に合格したものとしてサーバ・データベース移行の利用料金を全額支払わなければならないものとします。
4. サーバ・データベース移行の作業完了後、移行先環境又は利用者が移行先環境と組み合わせて利用する当社サービス若しくは第三者のサービスの中には、利用者にて設定を行わなければ利用できないものがあります。利用者は、サーバ・データベース移行の作業完了後、自己の責任で設定の確認及び必要な設定を行うものとし、これを行わなかったことで一部サービスの利用ができなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は、この場合に当該サービスが利用できなかった期間における当該サービスの利用料金を全額支払うものとします。
5. サーバ・データベース移行の作業完了後、利用者にて修正しなければ適切に動作しないプログラム等がある場合があります。利用者は、サーバ・データベース移行の作業完了後、自己の責任でプログラム等の確認及び必要な修正等を行うものとし、これを行わなかったことでプログラム等が適切に動作しなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第104条（損害賠償）

1. 基本約款における当社の責任の規定にある「当社サービスの1ヶ月分の利用料金相当額」は、「本オプションサービスの利用契約のうち、利用者が損害を被った本作業に関する利用契約の利用料金額」と読み替えるものとします。

第16節 Add-onサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第105条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、Microsoft Ireland Operations Limited（以下、本節において「本提供者」といいます。）及び東京エレクトロニクス株式会社が提供する「Microsoft Azure」及び「Microsoft 365」を含むオンラインサービスを用いた次の各号に定める機能を本基本サービス上で利用できるサービスです。その詳細は、サービスサイトにおいて定めるものとします。
 - （1）データ分析機能（データレイク、データウェアハウス、データ ETL、クエリ、検索、BI 及びストリーミング処理等）
 - （2）コードリリース管理機能
 - （3）CDN 機能
 - （4）セキュリティ機能（DDoS 対策、WAF 及び脆弱性検出等）
 - （5）機械学習関連機能
2. 本オプションサービスは、フルマネージド方式（当社が運用、監視、保守及び障害対応の全てを実施する方式であり、詳細はサービスサイトに定めます。）により提供するものであり、利用者は、当社が指定する管理画面からの操作に限り、本オプションサービスを利用できるものとします。

第106条（上位規約）

1. 利用者は、当社に対して本オプションサービスの申込みを行うことをもって、本提供者が定める、当該申込み時点における最新の「マイクロソフト顧客契約」（以下、本節において「上位規約」といいます。）に同意したものとみなされます。当該同意により、利用者と本提供者との間に「マイクロソフト顧客契約」が締結されます。利用者は、本オプションサービスの利用を行う時点における最新の上位規約を遵守して利用するものとします。
2. 利用者は、次に掲げる者を上位規約における「パートナー」と承認し、「パートナー」が有すべき権限を適切に付与するものとします。
 - （1）東京エレクトロニクス株式会社

第107条（申込み）

1. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、本節において「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、本節において「営業用途」といいます。）、又は営利を目的としない法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、本節において「事業用途」といいます。）にのみ申し込むことが

できるものとし、当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとし、

2. 当社は、基本約款に定める申込みの拒絶事由に利用者が該当する場合のみならず、上位規約に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条の申込みを承諾しないことがあります。

第108条（情報取得等に関する同意）

1. 利用者は、当社が以下の目的で利用者の個人情報を第三者に提供することに同意するものとし、

- (1) 提供の目的

Microsoft Azure 及び Microsoft365 を含むオンラインサービスの申込処理、サービス提供、利用状況の管理及びサポート対応のため

- (2) 提供する個人情報の項目

氏名、メールアドレス及び電話番号

- (3) 提供の方法

東京エレクトロニクス株式会社が指定する方法による提供

- (4) 提供先

東京エレクトロニクス株式会社並びに本提供者及びその関連会社

第109条（禁止事項）

1. 基本約款における禁止事項の規定に加え、本オプションサービスの利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。

- (1) 本提供者が提供する管理画面、設定画面、API（Application Programming Interface）その他のインターフェースに直接又は間接にアクセスし、当社が明示的に認めていない当社が管理するシステム領域への設定変更、構成変更その他の操作を行う行為

- (2) 当社が提供する説明資料、指示その他これらに準ずるガイドラインに反する行為

- (3) 前各号の他に、当社による本オプションサービスの提供又は運用に支障を及ぼすおそれがあると当社が合理的に判断する行為

第110条（サービスの内容の変更又は廃止）

1. 当社は、提供者によるサービス内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとし、

第111条（サポート）

1. 本オプションサービスの契約、請求及び技術に関するサポート窓口は当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、2025年12月9日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2026年3月26日より適用されます。

第2条（さくらのセキュアモバイルコネクト回線維持手数料の特則）

第42条第1項の規定にかかわらず、2022年8月1日においてすでにさくらのセキュアモバイルコネクトの基幹システムに登録されているSIMについては、2022年8月1日から起算して12ヶ月間、SIMの登録が削除されず、かつ、当該SIMを利用した通信が全く行われなかった場合に回線維持手数料が発生し、その後も、連続して通信が行われない期間が12ヶ月経過するごとに発生するものとします。